

一般財団法人岩手陸上競技協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人岩手陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、岩手県における陸上競技界を統轄し、これを代表する団体であつて、陸上競技の健全なる普及及び発展を期し、それにより、わが郷土の体育文化の進展を図り、平和的、民主的な人間育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること。
- (2) 陸上競技選手の強化・育成に関すること及び岩手県の代表選手を選定し派遣すること。
- (3) 岩手県における陸上競技の大会及び記録会を開催すること。
- (4) 陸上競技の指導者の養成に関すること。
- (5) 陸上競技公認審判員の養成及び審判技術向上のための研修に関すること。
- (6) 陸上競技に関する研究及び情報の収集と提供に関すること。
- (7) その他、当法人の目的達成のために必要な事業に関すること。

第3章 加 盟

(加盟)

第5条 当法人は、公益財団法人日本陸上競技連盟に岩手県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として加盟する。

2 当法人は、当法人の目的を達成するために必要なその他の団体に岩手県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として加盟する。

第4章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって会長が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを、変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査を受けたうえで理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 当法人には、評議員15名以上35名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員の辞任又は任期満了により、第11条に定める定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について審議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要のある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段において、議長は評議員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 会長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第23条 会長が、評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人は、これに記名押印しなければならない。

第6章 役員及び理事会

第1節 理事及び監事

(役員の配置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち、副会長若干名、理事長1名、事務局長1名及び常任理事若干名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、事務局長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、事務局長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査できる。

(役員の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

この場合、評議員会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないと認められたとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、原則無報酬とし、退職金は支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

2 当法人を主たる勤務場所とする常勤の理事には、別に定める報酬等の支給基準に従い報酬を支給する。

第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長、事務局長及び常任理事の選定及び解職

(4) その他、法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第34条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定期理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 会長又は業務執行理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを有しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席していた会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第42条 当法人に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て会長が任命する。

3 顧問は、会長、副会長、理事長等の陸上界に貢献があつた者のうちから、理事会の決議を経て会長が任命する。

4 名誉会長は、会長の諮問に応じる。

5 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。

- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。
- 7 顧問の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第8章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

- 第43条 当法人の事業を推進するために、理事会の補佐機関として専門委員会を置く。
- 2 専門委員会の委員は、会員及び必要に応じて学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 専門委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別委員会)

- 第44条 当法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて特別委員会を設置することができる。
- 2 特別委員会の委員は、会員及び必要に応じて学識経験者その他適當と判断される者のうちから理事会が選任する。
 - 3 特別委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局及び職員)

- 第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設け、職員を置く。
- 2 職員は会長が任命する。
 - 3 職員は有給とする。
 - 4 事務局の業務等に関し必要な事項は別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

- 第47条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

- 第48条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第49条 当法人が解散により清算するときにある残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、残余財産の分配を行はず、設立者並びに評議員、理事及び監事は、残余財産を譲り受けることができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告の方法による。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の掲示板に掲示する。

第12章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

1 この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、平成24年3月31日までとする。

3 当法人の設立時代表理事は谷藤 裕明とする。

4 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。

小山 尚元、小野寺嘉広、小笠原 慎、高橋 淳、田毛 英明、安藤 徹、大清水一敬、
菊池 福盛、坂野 和男、金野 剛一、木村 剛、曾順 義詔、青山 豊正、菅野 慶記、
林野下智範、千葉 信彦、山内 弘文、八重樫輝男、戸塚 了子、田中クニ子、上濱 龍也

5 当法人の設立時理事は次のとおりとする。

谷藤 裕明、土村 雅彦、長澤 茂、齋藤 真弘、松田 繁、金谷 敏彦、村上 實、
齋藤 敏博、山崎 孝一、阿部 忠、佐々木公博、今野 邦彦、遠藤 文敬、似内 利正、
桃野 清、中山貴代子、茶屋 隆、高見 吉郎、菊池 一徳、下瀬川俊一、後藤 哲雄、
黒澤 一男、小野寺文朗、小山 覚、箱石 文夫、多田 慶三、近江 敏男、佐藤 伴行、
木野 義治、清水 茂幸、馬場 隆太、松村 崑寿、五十嵐善彦、菊池 勝彦

6 当法人の設立時監事は次のとおりとする。

金野 誠、高橋 努、酒井 和則

7 設立者の名称及び所在地は次のとおりである。

所在地 岩手県盛岡市茶畑二丁目8番27号

設立者 岩手陸上競技協会

代表者 会長 谷藤 裕明
所在地 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号
設立者 公益財団法人 日本陸上競技連盟
代表者 代表理事 河野 洋平

8 設立時拠出財産目録

- (1) 設立者 岩手陸上競技協会
所在地 岩手県盛岡市茶畑二丁目 8 番 27 号
拠出財産及びその価額 現金 1 百万円
- (2) 設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号
拠出財産及びその価額 現金 2 百万円

9 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人岩手陸上競技協会を設立するため、設立者岩手陸上競技協会外 1 名の定款作成代理人である司法書士東海林 寛子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 24 年 3 月 23 日

設立者 岩手県盛岡市茶畑二丁目 8 番 27 号
岩手陸上競技協会
会長 谷藤 裕明

設立者 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号
公益財団法人日本陸上競技連盟
代表理事 河野 洋平

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。